

愛してやまない

私の地元

今日の地元 **最終回!!**
東京都港区麻布十番

執筆：代表取締役社長 杉山 淳子



麻布十番祭りで有名なところですが、麻布というと、東麻布、西麻布、元麻布といろいろありますが麻布十番という場所は非常に狭いエリアです。場所としては六本木と三田の間で、東京タワーが割と近くに見えます。よく間違えられるのが、十番というのは番地ではなく、「麻布十番」が地名です。その後一丁目から四丁目と続きます。

美味しいお店がいくつもあるかという、たぶん、あるんでしょうが、(食事のお店は本当に多いので)ただ、美味しくても高ければ当たり前のような気がします。

コストパフォーマンスが良い、他にもはつきりとした個性がないとやっていけないように思えます。

そんなわけで、多くのお店の中から、どのお店をご紹介しようかと悩みましたが大好きなスーパーマーケット、お気に入りのカフェ、蕎麦屋さん、おでん屋さんをご紹介します。

1) 大大だーい好きなスーパー「ナニワヤ」

何がって、各地から取り寄せた社長のおすすめの商品が美味しい!毎週、社長自ら市場で A5 ランクの牛をセリ落とし、一頭買っているらしいのでほとんどの部位を売っています。また、その肉で作られたローストビーフは絶品、おみやげにおすすめです。

2) なんでも美味しい、まったりできるカフェ「カフェ・ライフ」

ランチは、パスタ、サラダ、プレート、日中はケーキ、そして夜はワインとピストロ的ごはん何でも美味しいです。味わいがある一軒家の2階にあるソファ席のまったり感にはありません。

3) とにかく一度は行きたい「総本家更科堀井 本店」

麻布十番には、有名な蕎麦屋さんが何件もあります。どれも美味しいですが、私はこちらが一番好きです。六本木ヒルズから麻布十番に歩いてくる途中にあります。創業200年といますがこの御蕎麦を食べて、美味しいものは時をこえて美味しいのだと心から思いました。

4) 日本で一番、上品なおでん屋さん「あざぶ一期」

25歳以下は行かないください。大人のお店です。店内は静かで落ち着けます。カウンターなので2人で行くのが一番いいですね。とにかく、味付けが上品。どの素材を注文しても「おでん」ならば外すことはないでしょう。お勧めは「玉子」いつも大人しく食べてます。(笑)

夜12時までの営業というのも、ちょうどいい感じで気に入っています。



1) ナニワヤ



2) カフェライフ



3) 総本家更科堀井 本店



4) あざぶ一期

The 集客

良い代理店を選ぶ
チェックポイント5つ

執筆: Webコンサルティング部
村上 直久



① 信頼できる会社
② サービス内容
③ 実績
④ 価格
⑤ 対応

リスティングなどインターネット広告を活用していますか?活用されていてもターゲット選定から日々の運用まで自社内で行っていますか?

やはり、代理店やコンサルタントにお任せしているのではないのでしょうか。

リソースが確保できるのであれば、すべて自社内で行ったほうがノウハウもたまりやすく、スピードアップも図れます。

しかし、現実には専任担当がいるわけではなく、他の業務と兼務していることが多いかと思えます。ターゲットや目標などは最低限自社内で立てる必要がありますが、その後は外部に任せる場合、パートナーとなる代理店やコンサルタントの選び方が非常に重要です。

インターネット広告の営業は頻繁ですが、以下のようなチェックを行うことで代理店やコンサルタントを比較する際に指標になると思えます。

1. 情報や知識

↳ 多数あるインターネット広告についてその機能を熟知し新サービスについても情報を保有している

2. 広告出稿のアカウント情報

↳ 自社でもログイン権限を保有でき代理店を変更する際に譲渡してくれるか

3. 多方面からのアドバイス

↳ インターネット広告にかぎらず、ホームページ/LP、SNS、SEO など幅広くアドバイスをくれるか

4. 事業理解

↳ 自社の業務内容を把握してくれているか

5. 連絡頻度

↳ 定期的にレポートや施策についての資料を提供してくれるか、打ち合わせをしてくれるか

いくら安くても何もやってくれないでは話になりません。豊富な情報と知識を保有し、適切なアドバイスを元に自社の成果(集客)を本当に考えてくれるところを見つけてください。

編集後記



電動アシスト自転車を購入しました。プリチストンのHYDEE.Bというモデルにしました。初アシスト自転車、走りだしと坂でものすごいパワーを実感しました。息子を乗せてサイクリングに行きましたが、初自転車を楽しんでくれたようでよかったです。
Web コンサルティング部 yamada

アイロベックス通信は
弊社 HP 上からもダウンロード頂けます。
最新号、バックナンバーも掲載中です。

URL→<http://www.ilovex.co.jp/info/newsletter/>

アイロベックスのソーシャルメディア

Twitter→http://twitter.com/ilovex_official

Facebook→<http://www.facebook.com/ilovex.co.jp>

ilovex MAGAZINE 通信

アイロベックスが月1でお届けしている広報誌

11
November, 2013
Vol.98

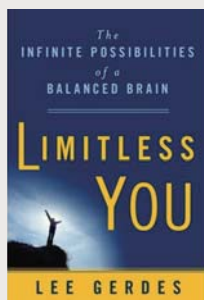
そのシステムは大丈夫?発注で気をつけることって?

消費税についてお答えします!

17年ぶりの消費税改正

9月までに発注されている請負契約・賃貸契約に注目

小さいけれどスゴイヤツ!モバイル決済端末 Square ってなに? 社長のひとこと -LIMITLESS YOU-



ブレインステートテクノロジーの創業者、つまり脳最適化システムの生みの親、リー・ガーデス氏の著作です。訳すと「限界のないあなた」この本を読むと、何が人の限界を作っているのがよくわかります。

この本を読んで思ったのは、「行動」を縛っているのは、自分の過去の経験や体験が大きいのではないかと。

そして人は、親や周りの人から「ダメ印」を押されるだけでなく、自分自身も「ダメ印」を自分に押ししてしまうことがあるということ。闇雲に自分の可能性を信じていた幼いころが懐かしくなりました。しかし、もちろん限界を作っているのが自分であれば、自分でその限界を解き放つことはできるはず。外からの呪縛（PTSD）ですら解き放つことはできるのですから。翻訳がないので一生懸命、ひまを見ては訳しています。

何かができたらいいなとは思いますが、行動できない自分がいる。その理由は、「失敗したくない」「どうせ自分にはできない」といった感情ではないでしょうか。成功者が常に「いつかはできるはずだ」「なんとしても成功したい」という強い情熱をもっていることと対極といえます。

LIMITLESS YOU



代表取締役社長 杉山 淳子

最近、社内に導入したネスプレッソマシン。コーヒを飲みながら読書するこんな時間がもたら・・・いいのにね。

Square 小さいけれどスゴイヤツ!モバイル決済端末 Square ってなに?

そのお店、カード使えますか?

お店で買い物をするときに「すみません、カードは使えないので現金でお願いします。」皆さん、こんな会話をした記憶がありますよね。

クレジット決済を導入していない店舗、フリーマーケット、コミケなど、レジ機能がないときに便利なモバイル端末、それが『Square (スクエア)』です。

スマートフォンやタブレットを使用してクレジットカード決済がどこでもできる端末「Square」

最近では、ユニクロの銀座店がSquareを導入し、スタッフが持っているiPadがその場でPOSレジに変わること、レジカウンターに並ぶことなくクレジットカード決済ができるようになりました。

海外では、宅配ピザなどの宅配業者での導入が次々に始まっているそうです。小さい店舗や、宅配や移動販売の業者など日本でもさらに広まってきそうですね。やきいも販売のおじいちゃんが、さっとスマホとスクエアでレジをする日もくるかもしれません。

即日導入可能!手数料は一律 3.25%!



カード決済端末よりも導入のスピードも早く、購入したその日から使うことができ、手数料も一律3.25%と通常のカード決済端末5~7%の手数料よりもかなり安いのが特徴です。取り扱う商品も制限がないため、どんな業種の商品でも即日導入可能です。

必要なものは、Squareリーダーとレジアプリ、入金用の口座だけで、Squareリーダーは、全国のローソンで購入できます。

Squareリーダーの価格は980円で、ボーナスページから1000円のキャッシュバックがもらえます。実質リーダー代はタダなので、とても手軽に導入することができます。



1.商品を選ぶ

2.カードを渡す

3.カードをスワイプ

4.購入完了!

17年ぶり!いよいよ消費税改定

消費税率が2014年4月1日から8%に変更になります。さらに2015年10月には10%になると予定されています。消費税は、消費者が支払う税であり、企業にとっては、替わりに徴収して納めるお金ですが、売り、買ひすべてにかかわってくる非常に重要な問題です。

消費税に関するさまざまなギモン質問を、今回はみずの会計事務所さまと弊社のSE小幡がお答えします。

Q1: 消費税率は、システムへは、どのように設定するのでしょうか。また、事前に設定することは可能なのでしょうか?

A1: システムの担当SEに、確認する必要があります。消費税率の設定方法は、システムによって様々です。また利用者が簡単に設定変更できない場合が多いと思います。ポイントは、適用開始日などを設定して事前に設定が可能なのか? 消費税増税の変更日の直前に設定する必要があるのか? を確認する必要があります。今回の場合、うっかり見落としがちなのが1年半の短期間で2回の税率改定が実施される可能性があります。これについても、対応方法を確認しておきましょう。

Q2: システムの各機能において、消費税率を取得する基準日はなにになるのでしょうか?

A2: 一般的な販売管理システムでは、出荷日、納品日などが基準日になります。受注生産の業態では、個々の受注の契約日が基準日になるでしょう。

Q3: 会計システム側の消費税に関する情報(税区分など)の連携に、影響はありませんか?

A3: 販売管理システムから、売上計上、仕入計上の実績を会計仕訳として会計システムに連携しているケースがよくあります。会計システム側が消費税増税の変更に対応できているか確認が必要です。

Q4: リース取引などの一部の取引は契約締結時の税率が引き継がれる可能性があります。消費税率が一時的に混在することに対応ができるのでしょうか?

A4: 取引の契約日を基準日にした税率を適用する必要があります。たとえば、2013/09/20に契約した取引の支払いは、税率5%になりますが2014/04/01に契約した取引の支払いは、税率8%になります。このように、基準日によってどの時点の税率を適用するかを選択・保持できる仕組みが必要になります。

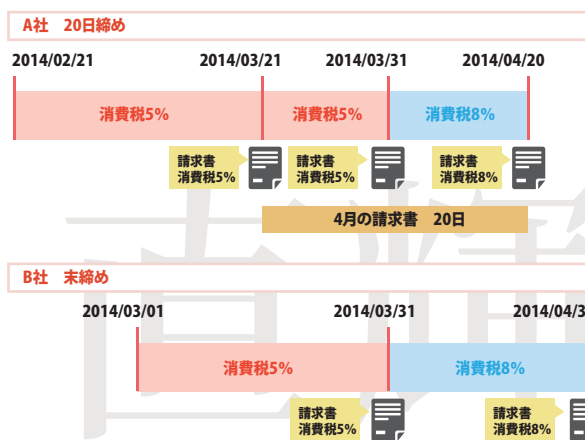
Q5: 消費税増税の変更日を跨いだ締日の得意先の場合は、請求書を分けて出力できますか?

A5: 請求書発行において、消費税率アップによって、変更前と変更後で請求書を分けて発行する必要があります。 ※図1参照

4月の請求書に注意!

20日締めの場合、2014/03/21 ~ 2014/03/31までの5%の請求書と2014/04/01 ~ 2014/04/20までの8%の請求書に分けて発行する必要があります。

※図1 未締めでない場合は、請求書を分けて発行する



9月末までに発注されている請負契約・賃貸契約に注目

消費税法上、請負による資産の譲渡等の時期は、原則として相手方に引渡しの日もしくは役務の全部を完了した日とされています。しかし、消費税の改正に当たっては税率の引上げに伴う駆け込み需要やその反動等による影響が大きいことから、平成8年10月1日から平成25年10月1日(以下「指定日」という)の前日までの間に締結した請負工事等に係る契約が行われた場合には、引渡し日平成26年4月1日(施行日)以後になった場合であっても、現行の5%が適用されることとなります。

また、指定日以後に契約したものであっても引渡し日施行日の前日までに完了するものも現行の5%が適用されます。さらに、契約後に追加工事等で契約金額が増額した場合には、元々の契約を含む全体が8%(新税率)の適用を受けるわけではなく、増額分の金額のみが8%(新税率)の適用対象となります。ただし、指定日までに結んだ契約を何らかの事由で一旦破棄し、新たに再契約する場合には、再契約分全てが8%(新税率)の適用対象となります。

経過措置の対象となる「請負工事等」の契約の内容

対象となる契約は「仕事の完了に長期間を要し、かつ、その仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもので、契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの」(消費税法施行令附則第4条)となっているため、この経過措置の対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られるものではありません。具体的には次のような契約が、この経過措置の対象となります。

- 建設業に係る工事の請負に係る契約
- 製造請負に係る契約
- 測量、地質調査に係る契約
- 工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計に係る契約
- 映画の製作に係る契約
- ソフトウェアの開発に係る契約
- その他請負に係る契約 (委任その他の請負に類する契約を含みます)

経過措置の適用要件

この経過措置の適用を受けるためには、次に掲げるすべての要件を満たす工事等の契約であることが要件です。

- 工事等の契約が指定日(平成25年10月1日)の前日までに締結されているものであること
- 工事等の契約に基づく仕事の完成に長期間を要するものであること
- 工事等の契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されたものであること
- 工事等の契約に基づく仕事の目的物の引渡しが一括して行われるものであること

資産の賃貸料に係る消費税率の経過措置

事業者が、平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から平成26年4月1日以後にかけて、引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、その契約の内容が次の(1)または(2)の要件に該当するときは、平成26年4月1日以後に行うその資産の賃貸料に係る消費税については、5%の税率が適用されます。

- その契約に係る資産の貸付けの期間とその期間中の賃貸料が定められており、かつ、事業者が事情の変更その他の理由により、その賃貸料の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- その契約に係る資産の貸付けの期間とその期間中の賃貸料が定められており、かつ、契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことなど一定の要件に該当すること。ただし、平成25年10月1日以後にその資産の賃貸料の変更が行われた場合は、変更後のその資産の貸付け賃貸料の全額が、この経過措置の対象外となります。



みずの会計事務所
代表 御藤 弘弘
〒160-0022
東京都新宿区新宿 3-11-10
新宿 311ビル 10F
TEL: 03-3357-1212

開業以来25年、税務・会計の顧問サービスだけでなく、資金繰りや、相続・事業承継や、M&Aコンサルティングなど、経営に関するアドバイスを主な業務としてきました。お客様の多様なニーズにお応えするために、各専門分野の専門チームを編成し、お客様にご満足いただけるサービスのご提供に努めております。



小幡 直輝
株式会社アイロベックス
取締役

1983年現在の株式会社富士通マーケティングに入社以降、建設業の原価管理、財務管理のパッケージ開発、フィールドSEとして、さまざまな企業内業務システムの構築を担当する。アイロベックスに入社後は取締役兼システム事業部の責任者として活動する

そのシステムは大丈夫? 発注で気をつけることって? 消費税についてお答えします! -!